

議事日程（開会日） 令和7年9月1日 午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告について
- 日程第 5 議案第38号 令和7年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議案第39号 令和7年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第40号 令和7年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第41号 令和7年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議案第42号 木曽岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第43号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第44号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第45号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第46号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第47号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第48号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第49号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計決算認定について
- 日程第17 議案第50号 令和6年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計決算認定について
- 日程第18 議案第51号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第19 議案第52号 木曽岬町体育館屋根及び外壁等改修工事契約について
- 日程第20 報告第 5号 令和6年度決算に基づく木曽岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

- 日程第 2 1 同意第 3 号 木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて
- 日程第 2 2 同意第 4 号 木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めること
について
- 日程第 2 3 請願第 1 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の
拡充を求める請願書
- 日程第 2 4 請願第 2 号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員
定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
- 日程第 2 5 請願第 3 号 防災対策の充実を求める請願書
- 日程第 2 6 請願第 4 号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1 番	黒 宮 武 史	2 番	波多野 光 雄
3 番	後 藤 紀 子	5 番	古 村 護
6 番	鎌 田 鷹 介	7 番	加 藤 眞 人
8 番	服 部 英二夫	9 番	伊 藤 好 博

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町 長	三 輪 一 雅	副 町 長	森 清 秀
教 育 長	伊 藤 芳 彦	総 務 政 策 課 長	小 島 裕 紹
危 機 管 理 課 長	坂 倉 丈 夫	会 計 管 理 者	神野美紀恵
産 業 課 長	中 山 重 徳	建 設 課 長	中 里 満 博
住 民 課 長	伊 藤 正 典	税 務 課 長	服 部 直 子
教 育 課 長	村 上 強	福 祉 課 長	黒 田 和 弘
子ども・健康課長	佐 藤 信 恵	ふれあいの里所長	松 本 大
代 表 監 査 委 員	深 津 和 男		

事務局出席職員

事 務 局 長	伊 藤 雅 人	議 会 事 務 局	鈴 木 琴 音
---------	---------	-----------	---------

=====

午前 9 時 0 分開会

○議長（服部英二夫議員） 皆様おはようございます。

本日、令和 7 年第 3 回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、諸般何かとご多用の中、ご出席賜り厚く御礼申し上げます。

また、三輪町長はじめ執行部の皆様にもご出席いただきありがとうございます。

今期定例会に提出されます議案は、令和6年度一般会計及び特別会計の決算認定のほか、令和7年度の各会計補正予算並びに、条例の改正案など、いずれも重要な案件でございます。

議案の提案理由につきましては、後ほど三輪町長から説明がなされると存じますので、議員の皆様方におかれましては、住民の負託にこたえるべく、十分にご審議を尽くしていただきますよう、お願い申し上げます。

また、議会運営には格段のご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は、8名です。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、ただ今より令和7年第3回木曾岬町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の本会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の資料の通りです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（服部英二夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番議席、鎌田鷹介議員、9番議席、伊藤好博議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（服部英二夫議員） 次に日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今期定例会を開催するにあたりまして、去る8月22日に議会運営委員会が開かれたので、その結果を議会運営委員長より報告をお願いします。

○7番（加藤真人議員） 議長、7番。

○議長（服部英二夫議員） 7番議席、加藤真人委員長。

○7番（加藤真人議員） 皆様おはようございます。

議会運営委員会のご報告をさせていただきます。

去る8月22日午前9時から議会運営委員会を開催し、委員4名全員の出席をいただくとともに、地方自治法に基づき、議長の出席を求め、執行部から町長、副町長及び担当課長の出席のもとに、令和7年第3回木曾岬町議会定例会における日程及び付議事件等について協議いたしましたので、その審査経過と結果をご報告します。

委員会では、まず三輪町長から今期定例会に向けての挨拶と、提出される議案の大綱について説明を受け、次に、担当課長からその議案の概要説明を受けて審査に入りました。

説明を受けました議案の内容は、割愛させていただきますが、本定例会初日の提出議案は、令和7年度町一般会計、特別会計の補正予算案4件、条例の改正案2件、令和6年度町一般会計、特別会計及び企業会計の決算認定案7件、報告案1件、同意案2件、損害賠

償額案 1 件、工事契約案 1 件、請願案 4 件、合わせて 2 2 件です。

これらの議案について、十分に内容を審査した結果、いずれも重要な案件であることを本委員会は認識し、すべてを今期定例会で審議する議案として承認しました。

次に、本定例会の会期日程についての審査では、先ほど申し上げました審議議案の状況及び委員会での審査日程などを考慮し、会期は本日 1 日から 1 6 日までの 1 6 日間とし、十分にご審議を尽くしていただくことで承認いたしました。

次に、本定例会の議事日程ですが、本日の日程はこの後、議長による諸般の報告並びに三輪町長から行政報告を行っていただくこととしております。

この行政報告が終わりました後に、議件名を省略させていただきますが、まず議案第 3 8 号から、議案第 5 2 号までの 1 5 議案を一括上程していただき、三輪町長に提案理由の説明を求め、このたびは、決算承認議案がありましたので、代表監査委員からの決算審査報告を行っていただきます。

なお、上程議案は委員会への付託を予定しておりますので、上程議案に対する大綱的な総括質疑を行い、所管するそれぞれの常任委員会に審査を付託していただきます。

次に、報告第 5 号を上程し、町長から提案理由説明を行っていただき、その後担当課長から詳細説明をしていただきます。

次に、同意第 3 号及び同意第 4 号を個別に上程し、それぞれ町長から提案理由の説明と、担当課長の詳細説明を受けた後、質疑を行っていただき、その後、この議案は人事案件ですので、討論を省略し直ちに採決を行っていただくこととしています。

次に、請願第 1 号から請願第 4 号までの、請願書 4 件を審議していただきます。

このたびの請願書は委員会付託を行わず、本会議で審査をしていただくこととし、上程後に紹介議員から趣旨説明を受け、質疑、討論、採決を行っていただきます。

以上で、令和 7 年第 3 回定例会の初日は散会とさせていただきます。

なお、議案説明会を本日定例会散会後に第 1 委員会室にて行い、説明の時間が不足する場合は、9 月 2 日午前 9 時から引き続き行うことといたしておりますので、報告させていただきます。

また、各常任委員会の日程は、すでに配付しました日程のとおり、教育民生常任委員会 は 9 月 4 日午前 9 時から、総務建設常任委員会は 9 月 8 日午前 9 時から、開催していただくこととします。

次に、定例会の再開日は、9 月 1 0 日午前 9 時から再開し、最初に一般質問を行っていただきます。

一般質問の通告は、4 名の方が通告されており、それぞれ受け付け順に質問し、答弁をいただくこととしましたので、よろしくお願いします。

なお、発言は、町の議会関係例規に基づいて行っていただきます。

この一般質問を終えたのち、議案第 3 8 号から議案第 5 2 号までの 1 5 議案を一括上程

し、各常任委員会での付託議案の審査経過と結果に関する委員長報告を行っていただきまして、その後に、それぞれの報告に対する質疑を行っていただきます。

次に、報告第5号を上程し、質疑を行っていただき議会への報告は終了といたします。

以上をもって本会議は、散会とさせていただきます。

なお、本会議終了後に、議場にて議案質疑会を予定しております。

次に、定例会最終日は9月16日午前9時から再開し、議案第38号から議案第52号までの15議案を一括上程し討論を行っていただきます。

なお、議案に対する討論は、一括討論とさせていただきますが、修正議案が提出された議案は個別討論とさせていただきます、議案採決については、それぞれ1議案ごとに行っていただきます。

次に、初日に提案される請願4件が採択された時には、ここで発議案として、意見書の提出について、審議をいただく予定であります。

以上の審議の終了をもって、閉会宣言をしていただき、令和7年第3回木曽岬町議会定例会は閉会とされます。

また、常任委員会ごとに、所管事項全般について、幹部職員との意見交換の時間を設けていただくことで、ご了解をいただきましたことを合わせてご報告申し上げます。

以上で、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

令和7年9月1日、議会運営委員会、委員長、加藤真人。

○議長（服部英二夫議員） ありがとうございます。

議会運営委員の皆様、当日の審査ご苦労様でした。

ここで皆様にお諮りします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日9月1日から9月16日までの16日間とする旨の報告がございました。よって、今期定例会の日程は、委員長の報告のとおり、本日から9月16日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月16日までの16日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（服部英二夫議員） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

まずはじめに、三重県町村議会議長会に関する報告でございます。全国町村議会議長、副議長研修会が5月27日に東京で開催され、広域災害対応を含めた自治体の災害対応力強化に不可欠な防災DX、災害と議会議員の役割などについて研修を受けました。

また、7月18日には理事会が開催され、定期総会関連事項などを議決し、8月26日に開催された三重県町村議会議長会定期総会では、会議の報告及び国・県への要望提出議

題などの議決がなされ、同日開催の県関連部局長との意見交換会に参加し、意見交換を行って参りました。

次に、桑名広域清掃事業組合議会議員としては、第2回臨時会が5月26日に開催され、組合議会の副議長の選挙に関する議題の議決がなされ、副議長に選出されました。

8月1日には定例会が開催され、令和6年度の決算認定が議決されました。

また、8月19日には、RDF施設跡地で安全祈願が行われ、出席して参りました。

その他に、6月5日には柿安シティホールで桑名地域生活安全協会通常総会が開催され、木曾岬町議会を代表し祝辞を述べさせていただきました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告について

○議長（服部英二夫議員） 次に、日程第4、行政報告についてを議題といたします。

三輪町長より行政報告をお願いします。

○町長（三輪一雅町長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長。

○町長（三輪一雅町長） 皆様、改めましておはようございます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

令和7年第3回木曾岬町議会定例会の開会に先立ちまして、一言ご報告をさせていただきます。

先月8月に、三重県議会議員として8期30年もの長きにわたり議員を務められた三谷哲央さんがお亡くなりになりました。三谷哲央さんは、三重県、そして地元木曾岬町のために、党派を超えてご尽力をなされました。心から哀悼の意を表するとともに、ご冥福をお祈りいたします。

それでは6月に開かれました、第2回定例会以降の行政報告をさせていただきます。

まず、予算をお認めいただいた私の公約でありました、こども園におけるオムツの無償化については、準備が整ってきたことから、今月よりスタートをいたします。保護者の皆様の利便性と、保育士の負担軽減に繋がるものと考えています。

また、防犯対策補助金については7月から受付を開始しているところです。防犯カメラなどの様々な防犯グッズ購入に活用をいただけるものですので、ご家庭の防犯対策にぜひ生かしていただきたいと考えております。

6月10日にはチョコザップ誘致に関する取材申し込みがあったことから、TVインタビューを受けました。全国放送の情報系番組で、官民が共同して行った施策についての特集として7月に放送がなされたところです。放送後はあちらこちらで聞かれることがあり、木曾岬町の知名度向上に少しは寄与できたのではないかと思います。

6月25日には、三重県民生委員児童委員協議会会長表彰授与式を、会長代読の形で役場

内で執り行わせていただきました。杉野保様、加藤まさこ様、黒宮美紀子様の3名が受賞され、長年に亘って委員としてご尽力いただき、改めて感謝を申し上げる次第です。

7月11日には桑名三重信用金庫様より、防災用の動力付きゴムボートと図書カードのご寄付があり寄贈式を執り行わせていただきました。これは本年が創立100周年を迎えられたとのことで、その記念事業として地域社会への貢献の一環としてなされたものです。

木曾三川期成同盟会においては、7月11日に中部地方整備局へ、また7月15日に国土交通省本省と三重県選出の国会議員への要望活動を桑名市長、海津市長、愛西副市長、弥富市長同席のもと行って参りました。堤防の強化、公園の整備などを要望しています。

7月16日には名古屋第三環状線の整備要望を、弥富市長と共に愛知県建設局長、愛知県都市・交通局長へ要望を行って参りました。第三環状線においては、国道23号線より間崎までの区間は整備がなされることが決まってきました。それ以外の北部の整備も早期に実現できるよう要望をして参りました。

7月に入ってから職員と私との個人面談を始めました。私自身が、職員の顔と名前が一致していないことと併せて、個々の職員がどういう考えをもっているのか聞いてみたいと考えたからです。

全職員を対象とし、現時点では会計年度任用職員も含めて概ね9割ほどを終えています。が、学校関係の職員や給食センターの職員からも、面談をして欲しいとの要望を受けたことから、引き続き面談をしたいと考えているところです。

面談の内容を取りまとめましたら、公にできる範囲で全職員に公表をしていく考えです。し、町政に生かしていけるところは取り入れていきたいと考えています。

町政からは外れますが、私は社会福祉協議会の会長をしていることから、社協でも同様の面談をする予定です。

7月22日には北勢5町民生委員児童委員協議会合同研修会が木曾岬町民ホールで開催されました。私は他の公務もあったことから、冒頭の挨拶に出席をさせていただきましたが、5町を跨ぐこういった交流はとても大切であると思います。会は盛大に開催がなされたとお聞きしたところです。

7月25日にはケーブルTVのCTVによる取材を受けました。就任から3か月が経過し、公約の実施状況についてインタビュー形式でお話いたしました。この取材では、私の就任後の施策について振り返り、公約の実現に向けた進捗状況を報告しました。その放送は既に済んでおりますが、ユーチューブの木曾岬チャンネルでも見ていただくことができます。

8月2日は、やろまい夏まつりが開催されました。盛況であったとの報告を受けております。私は長野県の木祖村の源流夏まつりへ参加をさせていただきました。これは木祖村との交流事業の一環として続いているもので、町長と産業課がお邪魔させていただきました。まつりは盛大に開催され、木曾岬町としては、味付け海苔と観葉植物の販売を行い、味付け海苔に関しては好評で完売となりました。また、うなぎやメロンなどは、まつりの景品として

出品させていただきました。

8月7日にはラジオ体操優良団体等表彰の三重県表彰を、木曾岬町社会福祉協議会が主体となって行ってきたラジオ体操の取組みが受賞となり、私が代理受賞者として賞状を受け取らせていただき、翌日の8日にはラジオ体操に参加している皆さんにその報告をさせていただきました。

この賞は、かんぽ生命、NHK、NPO法人全国ラジオ体操連盟の3者の推薦基準を満たすことで受賞となるそうですが、一定数の参加者がありつつ、尚且つ継続して実施をしていることが必須要件となり、簡単に受賞できるものではないとのこと。まさに継続は力なりで、皆さんに喜んでいただくことができました。

長寿者訪問では、7月4日には95歳を迎えられました、道藤悦子さんのお宅へ訪問させていただき、8月21日、26日には米寿訪問をさせていただきました。各々、お祝いの品を贈呈させていただきましたが、この訪問は地域の高齢者への敬意と長寿を願う気持ちで実施をさせていただいているところです。

スポーツ関係の表敬訪問では、6月25日に全日本少年少女空手道大会に出場された西平桃耶さん、7月31日には全国高等学校野球選手権大会に出場された、茅野蒼汰さんのお母さんの表敬訪問をうけ、激励金の授与と激励の言葉をお掛けしました。

主な行政報告としましては以上となりますが、この度の定例会では執行部案として、議案15件、報告1件、同意2件の計18件のご協議を行って頂くこととなっております。いずれも重要な案件でございます。慎重なご審議のうえ、お認めいただきますようお願いを申し上げます。私の行政報告を終わらせていただきます。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長の行政報告が終わりました。

日程第 5 議案第38号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）について

日程第 6 議案第39号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 7 議案第40号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日程第 8 議案第41号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第 9 議案第42号 木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第43号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第44号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 12 議案第 45 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 13 議案第 46 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 14 議案第 47 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 15 議案第 48 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 16 議案第 49 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計決算認定について

日程第 17 議案第 50 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について

日程第 18 議案第 51 号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 19 議案第 52 号 木曾岬町体育館屋根及び外壁等改修工事契約について

○議長（服部英二夫議員） 次に、日程第 5、議案第 38 号、令和 7 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 2 号）についてから、日程第 19、議案第 52 号、木曾岬町体育館屋根及び外壁等改修工事契約についてまでの 15 議案を一括上程し、これを議題とします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（伊藤雅人議会事務局長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 伊藤議会事務局長。

〔職員朗読〕

○議長（服部英二夫議員） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、三輪町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（三輪一雅町長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長。

○町長（三輪一雅町長） ただ今、上程を賜りました議案第 38 号から、議案第 52 号までの 15 議案につきまして、提案理由を申し上げます。

まず、議案第 38 号、令和 7 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、既決予算額の総額に歳入歳出それぞれ 9,600 万円を追加し、予算の総額を 40 億 3,500 万円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳出では、科目全体にわたって、制度改正による地域手当支給率の変更および、年度当初に行われた人事異動に伴う人件費の増額を行っているほか、議会費では、本会議場音響設備改修工事に必要な経費を計上し、総務費では、福祉教育センターおよび保健センターの建物の老朽化に伴う長寿命化調査業務や、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴う給与システムの改修に要する経費などを計上するものでございま

す。

民生費では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とした未就学児を対象とした給付金事業に要する経費や、令和6年度に実施した各種給付金事業に係る補助金の精算に伴う返還金を計上し、衛生費では、家庭用新エネルギー等普及支援事業に要する経費のほか、令和6年度に実施した養育医療費給付金事業や予防事業に係る補助金の精算に伴う返還金を計上するものでございます。

土木費では、町道の一部区間で歩道の排水不良が発生していることから、これを改善するための修繕工事費を計上し、消防費では、全国瞬時警報システムいわゆる J - A L E R T の更新に要する経費を計上するものでございます。

教育費では、給食センターの施設の維持管理に要する経費などを計上し、公債費では、償還見込みにより増額するものでございます。

これらに対する歳入といたしましては、地方特例交付金、繰入金において交付決定に伴う減額を行うとともに、町税、地方交付税、国・県支出金、繰越金、諸収入において、本算定や交付決定等による額の確定に伴い、増額するものでございます。

次に、議案第39号、令和7年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、既決予算額に歳入歳出それぞれ2,345万2,000円を追加し、予算総額を7億3,211万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、子ども・子育て支援金制度の創設により、令和8年度から医療保険者が子ども・子育て支援金を徴収する義務を負うことから、この制度に対応するための国庫補助金を計上するほか、令和6年度決算により、本年度への繰越額の確定に伴い、増額するものでございます。

歳出では、子ども・子育て支援金に係るシステム改修費のほか、事業納付金の精査や、前年度の保険給付費等交付金の確定により、返還金を計上するものでございます。

次に、議案第40号、令和7年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、既決予算額から歳入歳出それぞれ4万4,000円を減額し、予算総額を1億9,095万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、子ども・子育て支援金制度の創設により令和8年度から医療保険者が子ども・子育て支援金を徴収する義務を負うことから、この制度に対応するための国庫補助金の増額を行うとともに、令和6年度決算により、本年度への繰越額が確定したことに伴い、減額するものでございます。

歳出では、子ども・子育て支援金に係るシステム改修費を計上するほか、予備費にて歳入歳出の均衡をはかるものでございます。

次に、議案第41号、令和7年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、既決予算額に歳入歳出それぞれ1,963万7,000円を追加し、予算総額を7億1,963万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、繰越金の確定の他、本算定による介護保険料収入の精査及び国・県負担金、支払基金交付金等の介護給付事業実績による精算や、認定調査員支援システムの導入に伴う一般会計からの繰入金を計上するものでございます。

歳出では、認定調査員支援システムの導入経費や介護給付費準備基金への積立金の他、前年度の介護給付費分及び地域支援事業分等について、国県支出金、支払基金及び一般会計繰入金が確定したことから返還金を計上するものでございます。

次に、議案第４２号、木曽岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律および人事院規則の改正に伴い、育児部分休業の多様化の措置を行う必要があることから、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第４３号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、人事院規則の改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置を行う必要があることから、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第４４号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。令和６年度の町一般会計決算の歳入総額は３６億５,４６０万１,４２９円、歳出総額は３４億１,６３４万１,９７９円で、歳入歳出差引額が２億３,８２５万９,４５０円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額が２,３２１万円、実質収支額は２億１,５０４万９,４５０円となりました。なお、この実質収支額に対して、地方自治法第２３３条の２の規定による措置として１億５,０００万円を基金に繰入れ、令和７年度に６,５０４万９,４５０円を繰り越す決算といたしております。

この決算額を前年度と比較いたしますと、歳入で２億２６万１,０００円、率にして５.８％の増額、歳出では１億４,７２３万８,０００円、率にして４.５％の増額となっております。

それぞれの主な要因についてでございますが、まず、歳入については、地方交付税が町税の増額に伴って１４.４％の減額となった一方で、町税において木曽岬干拓地における固定資産税の増収等から対前年度比１２.０％の増額、起債償還に充てるため、減債基金の取り崩しを行ったことに伴い、繰入金が１,３３６％の増額となったほか、定額減税の補てん分が交付されたことに伴い、地方特例交付金で４９１.２％の増額となりました。

一方、歳出については、衛生費において、令和５年度まで全町民を接種対象として実施されていた新型コロナウイルスワクチン事業が終了となったこと、および令和５年度で実施した水道基本料金の減免事業を令和６年度では実施しなかったこと等により２７.９％の減額となりましたが、総務費において、木曽岬干拓地で新たに操業開始となった企業に対して、企業立地奨励金を支出した事に伴い１１.４％の増額となったほか、民生費において、定額減税の補てん分の給付等を行ったことに伴って６.１％の増額となりました。

令和6年度決算を分析いたしますと、主な歳入の構成割合は、町税が35.3%、地方交付税が26.5%、国・県支出金が13.9%、寄付金が2.8%、町債が4.3%でございました。

また、町税や使用料などの自主財源が47.7%、地方交付税や国・県支出金などの依存財源が52.3%となっており、自主財源比率は前年度に比べ5.8ポイント増加しております。これは、町税および繰入金が増額となったことが影響したものでございます。

なお、令和6年度の財政力指数は0.51で、前年度に比べ0.03ポイント増加しておりますが、引き続き、経費の削減などによる財政事情の改善に努め、弾力性を持った健全な財政運営を図っていくことが必要であると考えているところでございます。

次に、議案第45号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額で335万9,422円、歳出総額では277万6,112円となり、実質収支額は58万3,310円で、この額が令和7年度への繰越額となるものでございます。この会計は、公共用地の先行取得と保有する土地の財産管理を行う会計となり、歳入については、保有財産の貸付収入が主なものであり、一方の歳出については、保有財産の維持管理に要した費用及び保有財産の貸付収入を、町一般会計へ繰り出した決算となっております。

次に、議案第46号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額で、7億5,915万9,344円、歳出総額では、7億3,847万327円となり、実質収支額は、2,068万9,017円となりました。この額が令和7年度への繰越額となるものでございます。

令和6年度の概要を申し上げますと、年度末の被保険者数は1,293人で、前年度より12人減少しました。医療費の保険者負担額は4億9,300万円と、前年度と比較して4,400万円、率にして9.8%の増加となりました。

保険料の収納状況は、現年度分では93.25%、前年度と比較して0.41%の減少、滞納繰越分では15.68%、前年度と比較して2.43ポイントの増加となりました。

未納者への対応については、分納誓約による納付指導のほか、短期被保険者証の交付や悪質滞納者には差し押さえなどの厳しい対応も行い、収納率の向上に努めました。

次に、議案第47号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額で1億9,932万5,823円、歳出総額では1億9,880万860円となり、実質収支額は52万4,963円となりました。この額が令和7年度への繰越額となるものでございます。

令和6年度の概要を申し上げますと、年度末の被保険者数は1,122人で、前年度より12人増加しました。

医療費の保険者負担額は9億2,800万円と、前年度と比較して5,850万円、率にして6.7%増加しました。

保険料の収納状況は、現年度分では99.97%、前年度と比較して0.06ポイントの増加、滞納繰越分では完納となりました。

未納者への対応については、累積滞納とならないよう、細やかな連絡などにより、収納率の向上に努めました。

次に、議案第48号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、令和6年度における65歳以上の第1号被保険者数は1,985人で、高齢化率は33.1%、また、要介護認定者数は322人で、前年度より11人、3.5%増加しております。

令和6年度の決算額は、歳入総額が6億6,957万2,553円、歳出総額6億5,711万2,301円で、実質収支額は1,246万252円となりました。

歳入におきましては、保険料と保険給付費等にかかる公費負担金が主なもので、その他には前年度の繰越金です。

歳出の主なものは、要介護認定を受けた方の介護サービス利用に係る保険給付費で、支出額全体の90.6%を占めており、前年度より約4,000万円の増額となりました。保険給付費の内訳では、訪問・通所等居宅介護サービスが34.7%、特別養護老人ホーム等施設介護サービスが50.6%を占めております。

その他には、地域支援事業費として、社会福祉協議会に委託している通所型サービス事業や地域包括支援センター事業などを実施いたしました。

次に、議案第49号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計決算認定についてでございますが、下水道事業は、令和6年度から地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行しております。

まず、決算年度における事業の概要を申し上げますと、処理区域内人口5,860人に対し、水洗化人口は5,815人で、水洗化率は99.2%でございました。

決算の内容としましては、企業の経営活動に伴う収支である収益的収入と支出において、下水道料金や一般会計からの繰入金などを主とする収入の決算額は4億3,731万9,233円となり、下水道事業を運用する費用である支出の決算額は4億439万9,466円となりました。これら決算額に基づく当年度純利益は2,818万5,176円となりました。

次に、事業資産を形成するために要する資本的収支の決算ですが、企業債の借り入れや国庫補助金などを合わせた収入の決算額は1億1,085万1,100円となり、東部地区クリーンセンターにおける脱水機更新費や起債償還金などを合わせた支出の決算額は1億7,085万7,924円でございました。

次に、議案第50号、令和6年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計決算認定についてでございますが、決算年度における事業の概要を申し上げますと、給水栓数は2,707件で前年度に比べ3件の増となりました。

また、年間配水量は96万3,540 m³で、有収水量は87万5,702 m³、有収率は90.8%となり、前年から1.0ポイントの減少となりました。

決算の内容としましては、企業の経営活動に伴う収支である収益的収入と支出において、水道料金などを主とする収入の決算額は1億9,828万7,301円となり、水道事業を運用する費用である支出の決算額は2億575万423円となりました。これら決算額に基づく当該年度純損失は864万6,820円となりました。

次に、事業資産を形成するために要する資本的収支の決算ですが、収入の決算額は、8件の加入者負担金112万2,000円であり、支出の決算額は、老朽管の布設替工事費など1,882万4,087円で行いました。

次に、議案第51号、損害賠償の額を定めることについてでございますが、令和7年4月に役場駐車場で発生した町職員が運転する公用車と相手方車両との衝突事故による損害を賠償するため、その損害賠償額を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第52号、木曽岬町体育館屋根及び外壁等改修工事契約についてでございますが、去る令和7年7月24日に一般競争入札に付しました、木曽岬町体育館屋根及び外壁等改修工事の契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、上程を賜りました15議案の提案理由説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明いたしますので、十分にご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長の提案理由説明が終わりました。

続きまして、過日、令和6年度の町一般会計及び特別会計、並びに企業会計、それぞれの会計の歳入歳出に関して決算審査が実施されておりますので、深津和男代表監査委員より決算審査報告を行っていただきます。

○代表監査委員（深津和男委員） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 深津和男監査委員。

○代表監査委員（深津和男委員） それではご指名がありましたので、監査委員2名を代表し、令和6年度木曽岬町各会計決算に関する審査結果をご報告申し上げます。

本年度の決算審査は去る7月10日に、令和6年度木曽岬町水道事業会計と、地方公営企業法の適用を受けた公共下水道事業と農業集落排水事業を統合した下水道事業会計を行い、7月16日、17日、22日の3日間にわたる日程で、令和6年度の木曽岬町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、土地取得特別会計の歳入歳出決算について、伊藤好博監査委員とともに、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項、並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、対面による審査を実施し、7月22日には関係者のご出席をいただき、講評を行いました。

審査にあたって私達は町長から提出された各会計に関する帳簿、書類を閲覧し、これらは地方自治法、木曽岬町条例、関係諸法令に準拠して適正に作成されているかどうか、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうかの主眼を置き、関係者の説明を聞き取りし、あわせて定期監査及び例月出納検査結果をも考慮して、関係諸帳簿並びにその他証書類との照合等、通常実施すべき審査の手続きを実施しました。

その結果、いずれの会計も歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書、及び財産に関する調書は地方自治法、木曽岬町条例及び関係諸法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿並びにその他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められ、予算の執行及び関連する事務の処理は、適正に行われていると認められました。

また、基金の運用状況を示す書類については、審査の結果、計数は誤りでないものと認められ、その運用は所期の目的に沿ってなされており、関連する事務の処理も適正に行われていると認められました。

審査結果の詳細は、すでに皆様のお手元に配付されております決算審査意見書に詳しく記述しておりますので、後程ご覧いただきたいと思います。

なお、総括的意見につきまして、審査意見書に明記しましたが、歳入面において、一般会計が町税の収納率は前年度より増加しており、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計においても収納率の向上が見受けられました。

また、不納欠損処分額に関しては、町税、国民健康保険特別会計の会計は前年度を上回りましたが、介護保険料特別会計は前年度を下回っております。

こうした現状から、今後とも税や料の賦課徴収にあたっては積極的な滞納整理などに心がけ、住民負担の平等、公平性に期するようにされ、町財政の健全化の観点から、なお一層の努力は望まれるところであります。

また、歳出においては、事務事業等の予算の早期執行を図り、投資効果を生み出すとともに、より効率的な運営と進行管理により、年度末までによく予算を点検して、多額な不用額が生じないように努めていただきたいと思います。

そして、各種団体等に関する補助金に関しては、公益性の観点から交付後の活用実態を把握し、絶えず点検、見直しをするよう心がけ、団体育成の観点から、より適正な執行と管理に努めていただきたいと思います。

最後に本決算の実質公債比率は、4.5%で前年度同様となっています。

町債の借り入れは昨年度より増加しておりますが、今後も予測される、返済額に対する中長期の財政見通しの把握に努め、適切な財政運営をされることを望みます。

また、この指標は特別会計の公債費への一般会計繰出金等が反映され、財政負担の程度を示すことなどから、指標を注視し、財政構造の健全化に向けた一層の取り組みを進められることを期待いたします。

このところ人口減少が著しく、少子高齢化が急速に進んでいます。本町のみの問題ではございませんが、特に小さな自治体ではその影響が大きく、いかに対処していくかが、重要な課題となっています。

今後とも施策の展開にあたっては、中・長期の財政計画のもと特定財源を確保するなど、財政構造の健全化を推し進めるとともに、安心して住み続けることができ、災害に対する安全性を高め、自然を生かすまちづくり、環境と産業が調和した特色あるまちづくり、農漁業の新たな展開、人づくりに向けるなど、多方面の取り組みに期待をいたします。

以上で令和6年度決算報告を終わります。

令和7年9月1日、代表監査委員、深津和男。

○議長（服部英二夫議員） ありがとうございます。

代表監査委員による決算認定に関する監査報告を行っていただきました。

ただいま上程しております議案について総括質疑の議案通告を8月29日正午まで受け付けましたが、この間、通告がございませんでしたので、このことをご報告し総括質疑を終了します。

ただいま議題としております議案第38号から議案第52号までの15議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩いたします。

10時15分までの休憩いたします。

午前 9時58分休憩

午前10時15分再開

○議長（服部英二夫議員） 休憩を解き、本会議に戻します。

日程第20 報告第5号 令和6年度決算に基づく木曽岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（服部英二夫議員） 次に、日程第20、報告第5号、令和6年度決算に基づく木曽岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを上程し、議題いたします。

ここで、三輪町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（三輪一雅町長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長。

○町長（三輪一雅町長） ただいま上程を賜りました報告第5号、令和6年度決算に基づく木曽岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について提案理由を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の定めによりまして、令和6年度決算に基づく木曽岬町の健全化判断比率及び資金不足比率を算定いたしましたので、監査委員の意見を付しまして、議会に報告をさせていただくものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、ご審議賜りま

すようよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは、報告第5号 令和6年度決算に基づく木曾岬町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに、第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく、健全化判断比率、資金不足比率について監査委員の意見を付し別紙のとおり報告する。というものでございます。

上段の表が、法第3条第1項に定める、健全化判断比率を示すもので、実質赤字比率、連結実績赤字比率、実質公債費率、及び将来負担比率の4項目となっております。

また、下段の表が、法22条第1項の定めによる公営企業会計を対象とした資金不足比率を示すものとなっております。

これらの比率が、基準値以上になりますと、財政健全化の為に再生計画を策定しなければならないということになります。

まず、上段の①実質赤字比率につきましては、一般会計と土地取得特別会計を加えた、いわゆる普通会計と呼ばれる会計におきまして、資料の最上段に記載の標準財政規模24億2,272万6,000円に対する実質赤字額の割合を示すものでございます。

今期の決算では両会計とも赤字額が生じていないため、算定指数はございませんでした。

次の、②連結実績赤字比率は、町の一般会計と特別会計、企業会計を連結した全会計を合算した結果の実質赤字が、財政規模に対してどの程度の割合になっているかを示す指標でございますが、今期の決算では、いずれの会計にも赤字額が生じていないため、算定指数はございませんでした。

次の、③実質公債費率は、一般会計が実質的に負担する公債費が、財政規模に対してどの程度の割合になっているかを示す指標で、地方債の元利償還金を標準財政規模で割った3カ年の平均値を示すものであり、令和6年度の算定指数は4.4%となっております。

なお、参考までに、令和5年度決算における実質公債比率の県下の平均値および、全国の平均値は、共に5.5%でございました。

次に、④将来負担比率でございます。借入金や将来支払っていく可能性のある負担額等の見込みが、財政規模に対しましてどの程度の割合になっているかを示す指標で、当町では、将来的な負担見込み額よりも、基金や交付税などの充当可能な財源の方が上回っていることから、算定指数はございませんでした。

なお、参考までに、令和5年度決算時の報告におきまして、算定指数が無かった市町は、三重県下では、16団体のみとなっております。

下段の表の資金不足比率は、水道や下水道など、それぞれの企業会計ごとに、資金の不足額を事業の規模で割った時の比率となりますが、いずれも不足額を生じることは無く算定

指数はございません。

なお、タブレット内の資料、2の12の01、令和6年度財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率という資料におきましても、実質公債比率の令和2年度からの推移もお示ししておりますので、後刻ご確認をお願いいたします。

以上、報告第5号、財政健全化判断比率、資金不足比率についての報告とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫議員） 事務局の詳細説明が終わりました。

この議案の質疑は9月10日に行います。

日程第21 同意第3号 木曽岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（服部英二夫議員） 次に、日程第21、同意第3号、木曽岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを上程し、これを議題といたします。

それでは、三輪町長に提案理由説明を求めます。

○町長（三輪一雅町長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長。

○町長（三輪一雅町長） ただ今、上程を賜りました同意第3号、木曽岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

木曽岬町固定資産評価審査委員会委員の黒宮重生氏が、令和7年9月30日をもって任期満了になりますので、引き続き委員に選任しようとするものでございます。

委員としてのこれまでの実績から、納税者の代表として公正、中立的な立場から評価の適正を図る同委員として、ご活躍をいただけるものと思っておりますので、ご同意いただきたくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは、同意第3号、木曽岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

次の者を木曽岬町固定資産評価審査委員会委員としたいから、その選任について議会の同意を求める、というものでございます。

住所は、三重県桑名郡木曽岬町大字雁ヶ地662番地。氏名は、黒宮重生氏。生年月日は、昭和35年1月1日生まれでございます。

下段、提案理由でございます。

木曽岬町固定資産評価審査委員会委員、黒宮重生氏が令和7年9月30日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を選任しようとするものである。

固定資産評価審査委員会委員の選任については、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があるというものでございます。

木曽岬町固定資産評価審査委員会委員の黒宮重生氏でございますが、同氏は令和4年10月1日に選任頂き、この度9月30日をもって任期満了となります。

町長の提案理由にもございましたように、納税者の代表として公正、中立的な立場から評価の適正を図る同委員としてご活躍いただけるものと考えておりますので、引き続き委員に選任しようとするものでございます。

ご同意の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部英二夫議員） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

同意第3号について、ご質疑があります方はご発言ください。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫議員） ご質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論となりますが、ここでお諮りいたします。

本議案は人事に関することから討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。

それでは、同意第3号、木曽岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決をします。

本件は、原案の通り同意することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫議員） 起立全員です。したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第22 同意第4号 木曽岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（服部英二夫議員） 続いて、日程第22、同意第4号、木曽岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

それでは、三輪町長に提案理由説明を求めます。

○町長（三輪一雅町長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長。

○町長（三輪一雅町長） ただ今、上程を賜りました同意第４号、木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

教育委員会委員、白木修氏が、令和７年９月３０日付けをもって任期満了となります。白木氏におかれましては、平成７年５月より３０年４か月の永きに亘り、本町の教育行政の推進にご尽力いただきましたが、本人より退任の申し出がありましたことから、この度、後任として中島眞吾氏を人選いたしましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

中島氏におかれましては、人格も高潔で、教育、学術及び文化の各分野に関し識見を有し、教育委員として適任であると存じますので、議員の皆様方にご同意いただきたくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫議員） 三輪町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○教育課長（村上 強課長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 村上教育課長。

○教育課長（村上 強課長） 同意第４号、木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

次の者を木曾岬町教育委員会の委員としたいから、その任命について議会の同意を求める。

下段、提案理由として、木曾岬町教育委員会委員、白木修氏が、令和７年９月３０日をもって任期満了となることに伴い、新たに中島眞吾氏を任命しようとするものでございます。

木曾岬町教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を得る必要があります、これが、この議案を提案する理由でございます。

この度新たにお問い合わせする中島眞吾氏の住所は、愛知県名古屋市瑞穂区玉水町１丁目３１番地７。生年月日は、昭和５５年９月５日生まれでございます。

中島眞吾氏におかれましては、中部大学の准教授であり、現代教育学部現代教育学科及び、大学院教育学研究科教育学専攻に所属されております。現在の専門分野は、英語教育学、教育学、子ども学であり、研究テーマは、小学校英語教育を始め、幼稚園・保育園における英語教育のほか、自己表現活動を取り入れた英語授業の実践研究です。著書には、学校教育の展望と教員養成を始め、基礎からまなべる保育内容（言葉）ワークブックほか、多数の著書がございます。

また、本町ご出身であり、平成３０年度からは、木曾岬子ども未来塾、学習支援員を務められております。人格的にも優れておられ、教育、学術及び文化の各分野に対しての造詣は

深く、高い見識をお持ちでありますことから、教育委員として適任であると考えておりますので、議員の皆様方にご同意いただきたくお願い申し上げるものでございます。

なお、ご同意いただいた場合での任期は令和 1 1 年 9 月 3 0 日までの 4 年間となります。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫議員） 事務局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

同意第 4 号について、質疑があります方はご発言ください。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫議員） ご質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論となりますが、ここでお諮りいたします。

本議案は人事に関することから、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。

それでは、同意第 4 号、木曾岬町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。本件は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫議員） 起立全員です。したがって、同意第 4 号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 2 3 請願第 1 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

日程第 2 4 請願第 2 号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書

日程第 2 5 請願第 3 号 防災対策の充実を求める請願書

日程第 2 6 請願第 4 号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書

○議長（服部英二夫議員） 次に、日程第 2 3、請願第 1 号から日程第 2 6、請願第 4 号までの請願 4 件を一括上程し、これを議題とします。

議会事務局長に請願文書表を朗読させます。

○議会事務局長（伊藤雅人事務局長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 伊藤議会事務局長。

○議会事務局長（伊藤雅人事務局長） それでは請願文書表のご確認をお願いいたします。

受理番号、受理年月日、件名、請願の要旨、請願者の住所及び氏名、紹介議員氏名の順で朗読をさせていただきます。

受理番号 1、令和 7 年 8 月 6 日、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制

度の拡充を求める請願書につきましては、子どもの貧困対策の推進と就学修学支援に関わる制度が拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。請願者は記載の５名、紹介議員は鎌田鷹介議員でございます。

受理番号２、令和７年８月６日、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書につきましては、子どもたちの豊かな学びの保障に向け、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定実施と教育予算の拡充を行うよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。請願者及び紹介議員は同様でございます。

受理番号３、令和７年８月６日、防災対策の充実を求める請願書につきましては、子どもたちの安全安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図るよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。請願書及び請願議員は同様でございます。

受理番号４、令和７年８月６日、義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書につきましては、義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。請願者及び紹介議員は同様でございます。

以上でございます。

○議長（服部英二夫議員） 請願書の審議については、会議冒頭に議会運営委員長から委員会付託を省略し、本会議において審議する旨の報告がなされました。

ここでお諮りします。

ただいま上程しました請願４件の審議については、会議規則第９２条第２項の規定によって委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。よって、上程しました請願第１号から請願第４号の請願４件については、委員会への付託を省略することに決定しました。

それでは、請願の審議に入ります。

日程第２３、請願第１号から日程第２６、請願第４号までの請願４件について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

登壇の上、お願いいたします。

○６番（鎌田鷹介議員） 議長、６番。

○議長（服部英二夫議員） ６番議席、鎌田鷹介議員。

○６番（鎌田鷹介議員） 請願書の趣旨説明を申し上げます。

別紙の請願書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

はじめに、請願第１号、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書でございます。

請願の趣旨といたしまして、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由は、厚生労働省の、国民生活基礎調査（２０２２年）によると、子どもの貧困率は１１．５％、およそ子ども９人に１人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が１人の世帯の相対的貧困率は４４．５％と極めて高く、大人が２人以上いる世帯の相対的貧困率（８．６％）を大きく上回っています。そのような中、物価高が収まらず、実質賃金の低下の影響を受けて、ひとり親家庭に育つ子どもたちを取りまく環境は厳しい状況が続いています。

このようななか、三重県子どもの貧困対策計画と、三重県ひとり親家庭等自立促進計画を一本化し、三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及ひとり親家庭等支援計画が策定されました。この計画では、子どもの貧困を、子どもが経済的困難やそれに起因して発生するさまざまな課題（病気や発達の遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等）を抱えている状況、ととらえています。貧困の連鎖を断ち切るための、教育に関わる公的な支援はきわめて重要であり、支援を必要とする子どもたちや家庭に対して、相談体制を今以上に充実させるとりくみを含め、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考えます。

高等学校等就学支援金制度においては、標準的な修業年限を超過した場合、就学支援金の対象外となることや、履修単位数によって授業料を定めている場合に支給上限が設定されていることなど、改善すべき課題があります。また、専攻科生徒への修学支援制度における国庫負担の割合の引上げについても、国の責任においてさらにすすめていくことが求められます。

以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものです。

次に、請願第２号、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書でございます。

請願の趣旨といたしまして、子どもたちの豊かな学びの保障にむけ、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充をおこなうよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由は、全国的に教職員不足、欠員の問題が深刻化しています。三重県においても、２０２３年度以降、４月当初から欠員が生じており、状況は学期を追うごとに深刻化する傾向にあります。

当然、満たされるべき定数の教職員や学校現場に配置されていない現状は、子どもたちの教育に直接影響をおよぼすきわめて重大な問題であり、教育現場の多忙化をさらに深刻

化させるものです。

2021年から小学校35人学級が段階的にすすめられ、2025年度には小学校の全学年で35人学級が実現されました。2025年6月には、公立の義務教育諸学校等の教育教員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が成立しました。その附則において、教職員定数の標準の改定、支援人材の増員等が示されました。教職員定数に関わっては、政府の公立の中学校の1学級の生徒の数の標準について、2026年度から35人に引き下げるよう必要な措置を講ずるものとするとしています。これまで示されていなかった中学校の学級編制の標準に言及されたことは、一歩前進と言えますが、今後、速やかな法改正を求めていく必要があります。

少しずつ変わってきているところがあるものの、現場の人的配置はわたしたちの求めるものとは程遠い不十分な状態です。また、在籍する児童生徒が増加傾向にある特別支援学級、特別支援学校の学級編制基準、幼稚園・こども園や高等学校の教職員定数改善について道すじが示されていないことも大きな課題です。

教職員が心身ともにゆとりをもって子どもたちとむきあい、日々の教育活動を創り出していくことは、子どもたちの、豊かな学び、の保障につながります。子どもたちが安全・安心に学べる学校にしていくためにも、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行およびすべての校種における新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれます。

一方、教育費の公財政支出は、OECD加盟諸国の平均12%に対して日本は8%で、36か国の中では3番めに低い水準となっており、結果として私費負担の割合が高い状態です。物価の高騰による保護者の負担増など、家計の厳しい状況がつづくなか、教育のICT化にともなう機器の整備費や通信費等、新たな保護者負担も生じています。OECDからも、教育の質を高め社会を支える人材を育てる必要がある、との指摘を受けており、教育費の公財政支出を拡充させ、保護者負担の軽減を図ることは喫緊の課題です。

教育予算を拡充し、教育条件整備をすすめていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そして子どもたち一人ひとりの、豊かな学び、を保障することになると考えます。

以上のような理由から、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものです。

次に、請願第3号、防災対策の拡充を求める請願書でございます。

請願の趣旨といたしまして、子どもたちの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由は、2025年3月31日、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの報告書が防災担当相に手渡されました。想定される死者数は、最悪の場合29万8,000人、津波によるものが最も多くなると予想されています。防潮堤の建設や津波避

難タワーの整備など、迅速な避難にむけたとりくみがすすんだにも関わらず、死者数が前回の予想32万人から8%ほどの減少にとどまっています。

2022年12月現在、三重県においては、公立小中学校の全体の25.1%にあたる、124校の小中学校が県の公表する津波浸水想定区域内に立地し、うち108校は避難所に指定されています。時間的に余裕をもって避難できる高台が周辺になく、津波に対する安全性が確保されていない学校については、高台移転や高層化などの対策が求められています。ワーキンググループの報告では、対策がさらにすすめば、犠牲者は大幅に減るとの指摘もあり、早急の対応が必要です。

木曽岬町においては、津波が発生した場合に町内のほとんどが浸水してしまうことから、高齢者などの配慮が必要な町民を事前に避難させられるように、いなべ総合学園と協定を結んでいます。そのための非常食などの物資は町費で準備するなど、災害時への備えがされています。

国による津波対策のための不適格改築事業については、補助要件である津波防災地域づくりに関する法律に基づく、津波防災推進計画の策定が全国的にもすすんでおらず、支援制度の活用がむずかしい状況です。補助要件の緩和、補助対象の拡大等支援制度のさらなる拡充を求めます。

災害はいつどこで発生するかわかりません。避難所の運営に関しては、それぞれの自治体が施設やスペース、資材、人材を十分に確保するためにも、国からの財政的支援の充実が不可欠です。避難生活などで体調を崩して亡くなる災害関連死の防止をはじめ、性やプライバシーに関する課題への対応、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児への配慮など、まだまだ改善すべき課題は山積しています。国の責任において安心して被災者が避難できるように備えるべきです。過去の災害に学ぶとともに、三重県災害時学校支援チームの支援活動をつうじてえられた経験や知見をいかし、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに拡充されることを強く望むところです。

以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をすすめることを強く切望するものです。

次に、請願第4号、義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書でございます。

請願の趣旨といたしまして、義務教育費国庫負担制度が拡充され、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。

請願の理由は、義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である無償制、教育の機会均等を保障し、教育水準の維持向上をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育

環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

かつては対象であった教材費等は、1985年に対象外とされ、現在も地方財政措置による一般財源としての措置となっています。義務教育の水準が各自治体の財政力に左右されることなく、安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額がきわめて重要であると考えるところです。

教育の現場では、急速にICT化が進められ、一人一台端末の整備がおこなわれてきました。この間、整備状況における自治体間格差を埋めるための国によるさまざまな予算措置により、一定の成果が見られる一方で、統合型校務支援システムの整備状況においては、依然として大きな格差が残されています。

また、学校ネットワークの通信回線の帯域確保の状況にも地域間格差があり、改善が求められています。子どもたちの学びの格差につながらないよう、これらの環境整備についても一般財源ではなく国庫負担による財源の確保がなされるべきです。

学校において教員と連携協働しながら役割を果たすスタッフ職としての情報通信技術支援員、特別支援教育支援教員、教員業務支援員、あるいは読書活動や図書管理を担う学校司書については、地財措置はあるものの各自治体の一般財源となる措置となっています。結果として自治体間格差が生じ、教育水準と機会の均等が図られているとは言えない状況です。

未来を担う子どもたちの豊かな学びを保障することは、社会の基盤づくりのために極めて重要です。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、措置の対象の拡充をふくめた制度のさらなる充実が求められています。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を強く切望をするものです。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫議員） ただいま請願4件の趣旨説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

まず、請願第1号について、ご質疑がございます方はご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） ご質疑がございませんので、質疑を終結します。

次に、請願第2号について、ご質疑がございます方はご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） ご質疑がございませんので、質疑を終結します。

次に、請願第3号について、ご質疑がございます方はご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） ご質疑がございませんので、質疑を終結します。

次に、請願第４号について、ご質疑がございます方はご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） ご質疑がございませんので、質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

討論は一括討論とします。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 討論者なしと認め、討論を終わります。

これより請願書の採決に入ります。

まず、請願第１号の採決を行います。

請願第１号、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫議員） 起立全員です。よって、請願第１号は採択することに決定しました。

次に、請願第２号の採決を行います。

請願第２号、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫議員） 起立全員です。よって、請願第２号は採択することに決定しました。

次に、請願第３号の採決を行います。

請願第３号、防犯対策の充実を求める請願書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫議員） 起立全員です。よって、請願第３号は採択することに決定しました。

次に、請願第４号の採決を行います。

請願第４号、義務教育費国庫負担制度の拡充を求める請願書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫議員） 起立全員です。よって、請願第４号は採択することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

午前 10 時 55 分散会

○議長（服部英二夫議員） 議員の皆様方には慎重なご審議をありがとうございました。

また、三輪町長をはじめ執行部の方々には大変ご苦勞様でした。

なお、一般質問日は 9 月 10 日午前 9 時から再開されますので、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。